支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十一条　令第四十二条の二の規定による支出の決定をした旨の通知は、電子情報処理組織を使用してしなければならない。ただし、次に掲げる給付（以下「年金等」という。）を除き、第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第二号及び第三号に規定する債権者又は同条第二項に規定する出納官吏の預金又は貯金への振込みをいう。以下同じ。）（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の預金への振込みに限る。）及び送金（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第一号に規定する隔地の債権者、同項第二号の債権者又は同条第二項に規定する出納官吏に対し支払をするための送金をいう。以下同じ。）をする年金等に限る。）に係る支出の決定をした旨の通知については、次項から第五項までに掲げる事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付することにより行うことができる。	**第十一条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
八の二　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金並びに遺族年金生活者支援給付金	［号を加える。］
［九～十五　略］	［九～十五　同上］
［②～⑥　略］	［②～⑥　同上］
第十六条　［略］	**第十六条**　［同上］
［②　略］	［②　同上］
［③］　官署支出官は、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金及び老齢福祉年金に係る送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。	［③　同上］
一　第十一条第一項第一号から第八号の二までに掲げる年金等　別紙第四号書式	一　第十一条第一項第一号から第八号までに掲げる年金等　別紙第四号書式
［二～六　略］	［二～六　同上］
［④　略］	［④　同上］
別紙第４号書式	**別紙第４号書式**
［書式　略］	［書式　同左］
備考　［１～５　略］	備考　［１～５　同左］
６　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金並びに遺族年金生活者支援給付金の送金に係る通知をする場合にあっては、「○○年金送金通知書」とあるのは「年金生活者支援給付金送金通知書」と、「あなたの年金は」とあるのは「あなたの給付金は」と、「年金の種類」とあるのは「給付金の種類」と、「厚生労働省年金局事業企画課長」とあるのは「厚生労働省大臣官房会計課長」とする。	［項を加える。］